

八代市立植柳小学校

「いじめ防止基本方針」

令和 7 年 4 月 (改訂版)

# 【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
  - (1) いじめの捉え方
  - (2) いじめの未然防止について
  - (3) いじめの早期発見について
  - (4) いじめへの対処について
  - (5) 家庭や地域住民との連携について
  - (6) 児童会活動の充実について
  - (7) 関係機関との連携について
- 3 本校におけるいじめ等の実態
  - (1) いじめの認知件数
  - (2) 不登校児童数の推移
  - (3) いじめ問題等の実態
  - (4) 学校評価より
- 4 本校におけるいじめの防止等のための取組
  - (1) いじめの防止等の対策のための組織
  - (2) いじめの未然防止のための取組
  - (3) いじめの早期発見のための取組
  - (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
  - (5) 学校におけるいじめへの対処
  - (6) いじめへの対処の流れ
  - (7) いじめの解消
  - (8) いじめの防止等への取組の評価
- 5 重大事態への対処
  - (1) 重大事態の意味
  - (2) 重大事態の調査、報告、対処
  - (3) 重大事態対処の流れ
- 6 基本方針の見直し及び公表

## 1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立植柳小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組みます。

### (1) 学校の求める児童像

校訓「うつくしく、やさしく、たくましく、かしこく」を踏まえて

【正しい心と思いやりをもち、生き方のうつくしい子】(うつくしく)

- ・自分も友だちもたいせつにする…「やさしい子」
- ・心と体が健康で活力ある …「たくましい子」
- ・学びを生かす好奇心旺盛な …「かしこい子」

### (2) 校歌（北原白秋作詞、山田耕筰作曲 昭和10年策定）に基づく行動指針

「栄えあれ 我が学舎 ほがらかに 韶け声よ 師とともに道に生きむ」

師弟同行、明るく朗らかに人の道を歩み、生きていこう。

「豊かな 我が学舎 巖樋（いづかし）と 映せ影を この園に 我等磨く」

豊かで清逸な環境の中、友とともに磨き合い、高め合っていこう。

「規あれ 我が学舎 健やかに 鍛え今日を 輝かし 明日を俟たむ」

規律ある学校で、元気に明るく今日を鍛え、輝く明日に備えよう。

## 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

### (1) いじめの捉え方

#### 【定義】いじめ防止対策推進法 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるかどうかの判断では、特に次の点に留意します。

- ・いじめられた子どもの立場にたって考えること。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行うこと。
- ・本人がいじめられたことを否定する場合、本人の表情や様子・状況等を複数職員で細かに観察すること。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず本人が関わっている仲間、集団等を指し、関係者との連携、情報の共有を確実に行うこと。
- ・外見上けんかやふざけ合い、遊びに見えてもいじめの要素が潜んでいる可能性があること。
- ・いじめを受けた子どもが、心身の苦痛を感じていないケースでも、加害の立場の子どもには適切な対応が必要であること。
- ・いじめは、インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であること。
- ・好意から行った行為で相手の子どもに心身の苦痛を感じさせた場合は、十分配慮したうえで対応する必要があること。
- ・いじめは、社会生活・集団生活を行う人にとって「豊かに生きる・手を携えて生きる」視点から全員に関係のある課題であるというとらえ方を基本とすること。
- ・いじめは、生命又は身体に大きな危険と後遺症を残す重大な事案であるとの認識をもち、指導助言、支援にあたる必要があること。

- ・いじめは、被害者・加害者だけの問題ではなく、その集団に属する全員に係る事案であることを理解し、集団全体に「いじめ」を許さず正義を貫く雰囲気が形成されるようにする必要があること。
- ・いじめは、集団の質と機能が十分でないときに起こりやすいことを理解し、豊かな人間関係構築力を育てる集団づくりを充実させる必要があること。
- ・部活動の試合の場面で水俣病がうつるなどの発言や、東日本大震災による避難者への放射能がうつるなどの発言によるいじめが起こっている。科学的な認識を指導していくことも必要であること。

## (2) いじめの未然防止について

いじめを生まない土壤をつくるために、特別活動を基盤とした組織としての教育活動の充実を図り、「集団の質と機能を高めること」を学校教育の第一義とします。

そのために、校訓を基にした「子ども像」、校歌を基にした「行動指針」を保護者、地域とも共有した教育活動が必要です。

学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養っていきます。

いじめをしない・させない・許さない心情を学校全体に浸透させるために「人格を尊重し、豊かな人間関係を築く力」の育成をすべての教育活動で行います。その基盤となる「思いや考え方を伝え合う」能力を育成することも重要であることを共通理解し、組織としての実践を重ねていきます。いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりを行っていきます。

## (3) いじめの早期発見について

- ・定期的なアンケート調査を行い、早期発見に努めます。
- ・学期1回ごとの教育相談週間を設け、担任を窓口とした個別相談を実施します。
- ・いじめを訴えやすい環境づくりとして、日頃から複数職員で係ることを基本とし、職員間の連携協力を図ります。
- ・早期に家庭と連携し、学校と家庭が常に協力できる体制づくりの充実を図ります。
- ・児童の表面的な表情や言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応を行います。

## (4) いじめへの対処について

- ・いじめの事案が確認された場合は、いじめを受けている子、情報を提供した子が更なる「いじめ」を受けないような体制を整え、組織的に対応します。
- ・いじめ対応は、事案解決だけでなく「豊かな人間を育む」よい機会であると捉え、負の遺産のままにせず、前進への機会としていきます。
- ・いじめた児童によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出していくます。事案対策が人間関係の修復だけでなく、好ましい集団になるよい機会として教育活動を行います。単に、叱責や非難等に終わらないように配慮します。
- ・個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応していきます。

## (5) 家庭や地域住民との連携について

- ・学校運営協議会委員及び住民自治協議会代表者との連携協力を基盤とするため、日頃から協力関係の体制づくりを意識して行います。特に、教科等の学習で積極的に協力を仰ぎ、常日頃からの良好な関係を築くことに力を注ぎます。
- ・11月上旬に開催される「植柳公民館ふれあい祭り」での児童作品の掲示や「いづかし集会」等の催し、学校便り、学校HP等で学校や児童を知ってもらう機会とします。
- ・教育相談は児童対象だけでなく、必要に応じて保護者も対象とすることで、いじめや心的不安定の早期発見の一助としていきます。

- ・アンケート調査等の結果を児童や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認していきます。

(6) 児童会活動の充実について

- ・「集団の質とその機能」を高めることを目指し、特別活動の充実を図ります。特に共通理解を基に、学級会、児童会、児童集会の充実した取組に努めます。
- ・人権月間には児童会の企画運営による集会やその他の取組を充実させ、連携・協力の意識を高めます。
- ・各学級においては「思いや気持ち、考えを伝え合う力の育成」に努め、児童会と連携できるようにします。

(7) 関係機関との連携について

- ・関係機関との十分な連携協力を図るため、学校の窓口に担当者をおくことで確実・迅速な対応ができるようにします。
- ・窓口担当者は複数とし、養護教諭や教頭がこれにあたります。
- ・いじめの事案が犯罪行為に抵触すると判断した場合は、速やかに市教委及び警察に情報を提供し、連携して解決にあたります。
- ・該当児童及び保護者への対応については、意向を確認しながら教育的配慮のもと校長を中心とした複数体制で臨みます。

### 3 本校におけるいじめ等の実態

(1) いじめの認知件数 (数字) はいじめ解消の件数

年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
6	14 (14)	9 (8)	14 (14)	4 (4)	6 (3)	4 (3)

(2) 不登校児童の推移 (数字) は新規不登校の件数

年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
6	0 (-)	2 (1)	1 (0)	7 (3)	2 (1)	3 (0)

(3) いじめ問題等の実態 (心のアンケート、学校・学級の課題等から)

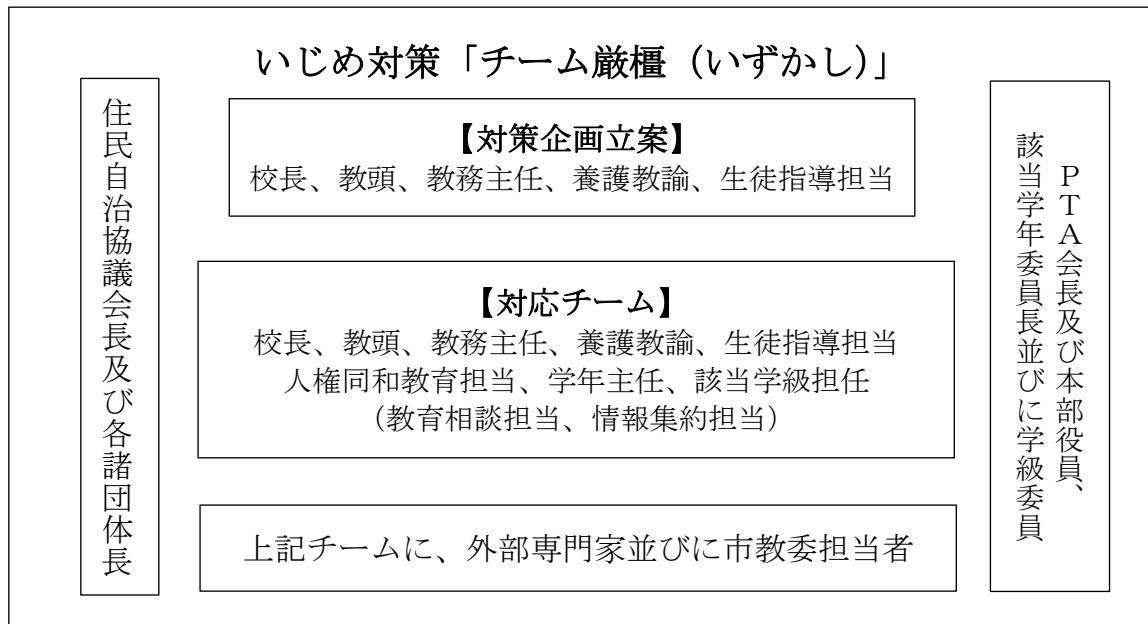
- ・いじめについては、「仲間はずれにされた」という訴えが多く、続いて「言いがかり、おどし」「冷やかし、からかい」「殴られた、蹴られた」などが多くなっています。定期的なアンケート実施や教育相談、訴えやすい環境づくり等をとおして対応しています。
- ・不登校については、令和7年3月末現在で、年間30日以上欠席の該当児童は22人（うち不登校が15人）となり、10日以上欠席児童は53人にもなっています。通常学級、特別支援学級合わせて100日以上欠席の児童が4人います。校内支援センター（通称「ぽかぽかルーム」）を設置して別室登校を促したり、支援員による学習支援等の充実を図ったりして対応しています。

(4) 学校評価等から (回答率40%)

6年度の学校評価（保護者アンケート）では、「児童は笑顔で登校し、楽しく学校生活を送っている」の項目が3.5、「教員は、児童や保護者の相談に真摯に対応している」の項目が3.4、「学校は、児童が安心して生活できる環境づくりに取り組んでいる」の項目が3.4の評価でした（4点満点）。

#### 4 本校におけるいじめの防止等のための取組

##### (1) いじめ防止のための組織



##### (2) いじめの未然防止のための取組

###### ○特別活動の充実を基盤とした集団の育成

特別活動で特に、学級・学校の問題解決を自ら行っていくとする主体性・自主性を学級会活動の充実を図りながら進めていきます（年間計画への位置づけ）。

###### ○言語活動の充実

言語活動の充実を図ることで「思いや気持ちを伝え合う」能力の育成に取り組みます。このことは魅力ある授業・分かる授業の構築にも直結する学校教育活動の軸となる部分です（校内研修での授業実践や研究授業の事前事後研究をとおして）。

###### ○「認め、高め、支え、励まし合う」雰囲気づくり

児童作品に朱書を入れ掲示することで、「認め、高め、支え、励まし合う」意識を浸透させます。アンケートや帰りの会等で見えたよい言動については全員で認めたり賞賛したりして、お互いを認め合う学級づくりをします。

###### ○道徳教育の充実

年間計画に沿った道徳の時間の充実に努め、道徳的心情と実践力を培っていきます。「熊本の心」を使った教材を学期1回以上は配当します。

###### ○小中一貫・連携教育及び幼保小中連携協議会の取組

「育ちの連続性」の視点で関係校・園、家庭と連携しながら実践を重ねていきます。三中校区としては学期1回の合同研修会を行い、部会で共通理解・共通実践を行います。

##### (3) いじめの早期発見のための取組

- ・1年間の中でも、特に「年度当初・各学期の始め及び休業期間終了間際」を児童の心的安定を図る強化期間と意識して取組を進めます。気になる児童については全職員で情報を共有するとともに家庭との連携を重ね、支援を行います。
- ・「命を大切にする心」を育む指導プログラムを確実に実践します。また、次年度に向け質の高いプログラムになるよう反省評価・改善を行います。
- ・相談窓口を明記し、誰でも・いつでも・気軽に相談できる雰囲気と体制をつくります。教育相談の担当を養護教諭や人権同和教育担当者などの複数として活動の充実を図ります。
- ・担任が行う日常の健康観察では、児童の心身の状態と学級及び家庭での状況を速やかに把握することに努め、情報を関係者で共有し、対策に生かします。
- ・心のアンケートや定期的なアンケートの実施を行い、それを基に個別の教育相談を行います。いじめの疑いがある場合、緊急会議を開催していじめの認知を行い、方針等を決定していきます。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画 (①～⑥は学年)

月	生徒指導充実 児童理解	学校行事	道徳	人権学習	学級活動
4	児童理解と生徒指導の充実月間	始業式 入学式 見知り遠足	あいてのきもち②	【1学期題材】 みんないっしょ① りゅうへいくんとなかまたち② クレヨンはねすんだのじやねえ③ 手でふかれんならつらでふけ④ どうすればいいんだ⑤ めぐみ (D V D) ⑥	何でもバスケット②
5	教育相談				言葉遣いについて④
6	心のきずなを深める月間		思いやりのリレー④		自分の長所⑤ 個性を認めよう⑥
7		終業式			
8	命を守る月間 教育相談	始業式			
9		運動会		【2学期題材】 さるとかに① ぼくのランドセル② 食べることは生きること③ わたしはさびしさに負けない④ 伝えたいただひとつのこと⑤ 手紙をくれたあなたたちへ⑥	けじめある生活⑥ 運動会をがんばろう①
10		修学旅行 集団宿泊教室			友達との関わり方④ 自分の友だちの長所④
11	心のアンケート調査		本当の思いやり④ 相手の立場に立って⑥		互いに支え合う仲間づくりについて考えよう③ 学級の友人関係⑥
12	教育相談	いざかし集会 終業式 人権集会	心がとどくとき③ 温かい心⑥		友だちを大切にしよう①②
1		始業式		【3学期題材】 さそいにのらない① おんなだからおとこだから② みんなが仲良く生活するには③ 育ちゆく体とわたし④ 男女別はおかしか⑤ まけないで⑥	
2			おもいやりのこころ②		心の鬼を退治しよう② 情報について考えよう⑤⑥
3		お別れ遠足 修了式 卒業式	エンブリさん⑤		教室ありがとう② 伝えよう感謝の気持ちを⑤ 感謝の気持ちを伝えよう⑥

月	代表委員会	校内研修	家庭や地域との連携
4		研修計画、研究の概要説明 人権レポート読み合わせ	授業参観、P T A総会、家庭訪問
5	みんなが楽しく学校生活を送るためにどのような取組をするとよいか考えよう。	全学調結果分析 三中校区合同研修会① 人権レポート研修会	S S P集会
6		大研（研究主任） 学校訪問（総合訪問）	幼・保・小連携、学校運営協議会
7		性に関する教育について Cブロック人権教育授業研究会に向けて①	幼・保・小連携
8		三中校区合同研修会②	職員の園訪問 植柳ふるさと祭
9	運動会のスローガンを考えよう。	中研①中・高学年	
10		中研②理科・算数 Cブロック人権教育授業研究会（事前研） Cブロック人権教育授業研究会に向けて②	幼・保・小連携 (就学時健診)
11		Cブロック人権教育授業研究会 中研③低学年	町探検（2年） 中学校授業参観（6年） 植柳ふれあい祭り
12	植柳小子ども人権宣言を考えよう。		いざかし集会、学校運営協議会
1		中研④あすなろ1・2	どんどや、職員の園訪問
2		県・市学調結果分析 三中校区合同研修会③	新1年生体験入学 入学説明会（6年）
3		人権同和教育レポート研究のまとめ・成果と課題	授業参観・給食交流、SSPありがとう集会、学校運営協議会、卒業式

## (5) 学校におけるいじめへの対処

### ○いじめについての事実確認

教職員、児童、保護者、地域住民から情報を集め、いじめについての事実確認を、校内対応チームとして行います。

### ○いじめられている子どもへの対応

いじめられた子どもにとって最も信頼できる人（家族、教員、友人、地域の人など）と連携し、寄り添い支える体制をつくります。

### ○いじめている子どもへの対応

いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、いじめの責任を自覚させます。自分自身のストレスや不安が原因の場合、その解消の手段としてのいじめに向かわせない力を育てるようになります。当該児童本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導します。状況によっては、別室登校などの処置を執ります。対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

### ○周囲の子どもへの対応

周囲の子どもに対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めるか、誰かに知らせる勇気を持つようにします。

### ○いじめを受けた子どもの保護者への対応

保護者とつながりのある教職員を中心に、速やかに家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法や解決方法について話し合います。

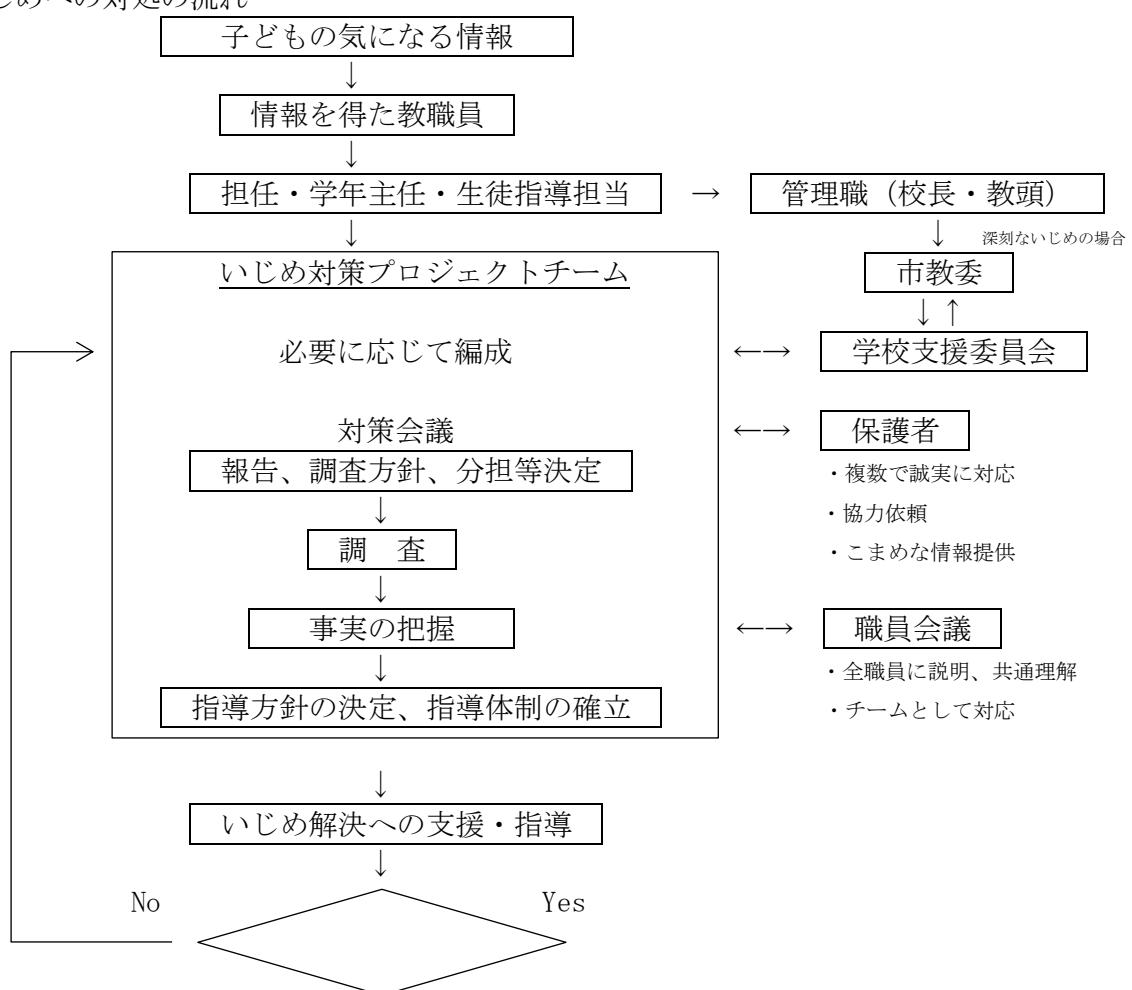
### ○いじめた子どもの保護者への対応

保護者とつながりのある教職員を中心に、速やかに連絡や家庭訪問等を行い、事実関係を伝え、解決方法について話し合います。

### ○保護者全体への対応

必要な情報を提供すると共にいじめ解決に向けての取組を周知し、安心して学校生活ができる事を知らせます。

## (6) いじめへの対処の流れ



解決したか？

→ 継続指導・継続観察・再発防止の取組

(7) いじめの防止等への取組の評価

いじめの防止等への取組については、学期末の学校評価等によりその成果について評価を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

#### 【重大事態】いじめ防止対策推進法第28条

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### ○「生命、心身又は財産に重大な被害」についての状況判断

- ・児童が自殺を意図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

#### ○「相当な期間」について

不登校の定義を踏まえ、年間30日以上を目安とします。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

#### ○児童や保護者の申立てについて

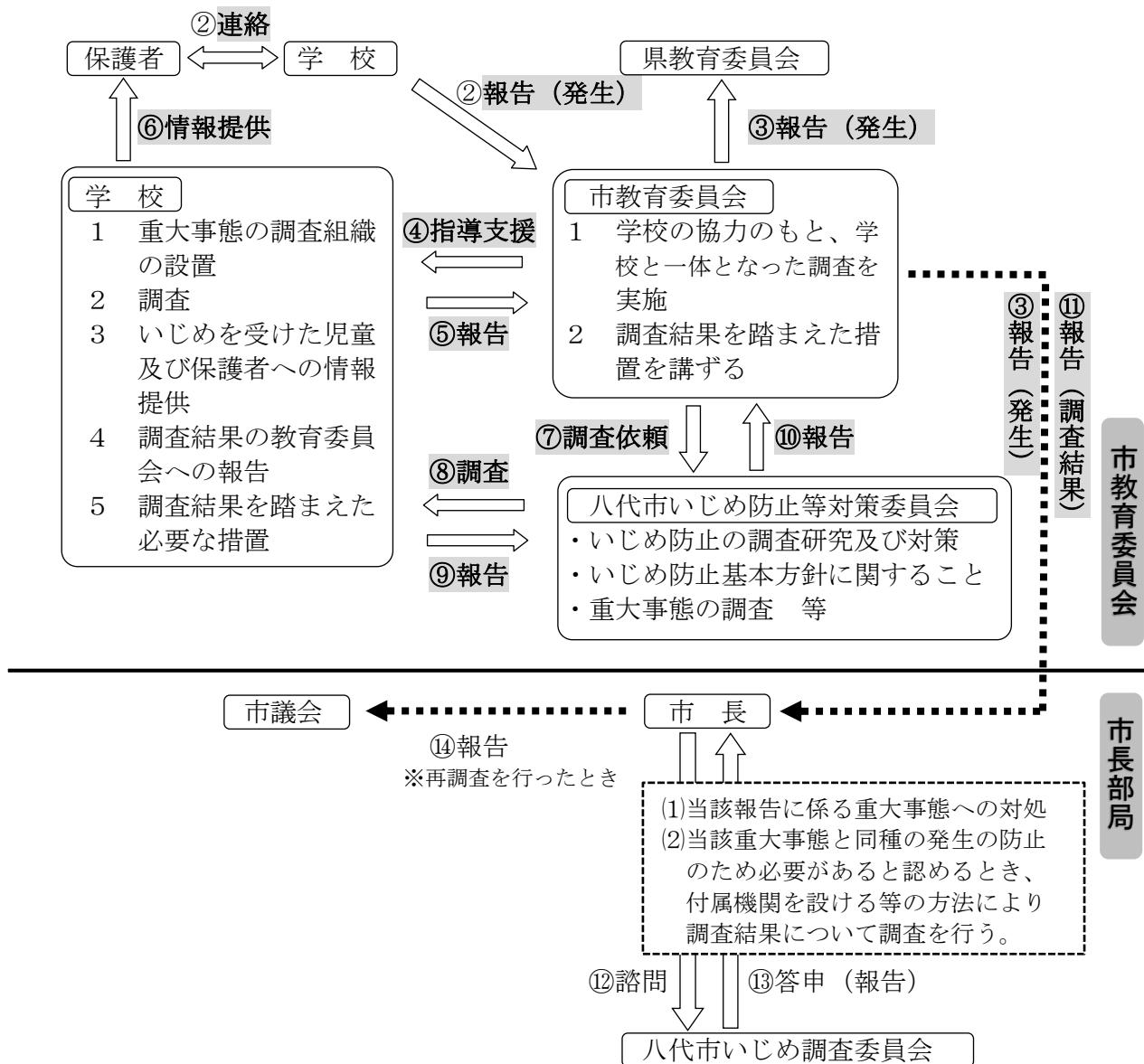
児童や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合は、その時点で学校として「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあります。

### (2) 重大事態の調査、報告、対処

- ・重大事態が発生した場合は、学校は市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告します。
- ・市教育委員会の判断で調査主体が学校になった場合、学校はいじめ対策「チーム厳査（いづかし）」を母体とし、専門家を加えた調査チームを組織します。
- ・調査チームでは、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。
- ・調査により明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者へ情報提供します。
- ・学校は、調査結果は市教育委員会を通じて市長に報告します。
- ・市教育委員会と学校は、得られた調査結果より、いじめられた児童やその保護者等へ配慮しながら、「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考にし、重大事態の対処をします。

### (3) 重大事態対処の流れ

#### ①重大事態発生



#### 6 基本方針の公表及び見直し

本基本方針は、学校だより、学校ホームページ等により、保護者、地域に公表します。

また本基本方針が適切に機能しているかどうかについて、いじめ対策「チーム巣巣（いづかし）」等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行います。